

6

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十五) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書									
認定計画等の種類	1			翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11			円
交付金等の該当号	2	第	号	当期益金算入額	5年を経過した場合の益金算入額 (25)の計	12			
交付金等の額	3		円		同上以外の場合による益金算入額 (26)の計)+(27)の計)	13			
当期積立額	4				計 (12)+(13)	14			
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5			当期積立額のうち損金算入額 (10)	15			
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6		貸借対照表の金額との差額の明細	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (11)-(14)+(15)	16			
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7			貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金 差引 (17)-(16)	18			
	所得基準額 (別表四「40の①」-「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	8		当期分	貸借対照表の取崩不足額 (14)-((4)-((17)-前期の(17)))	19			
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額)	9			積立限度超過額 (4)-(9)	20			
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額)	10			前期分	当期に生じた差額の合計額 (19)+(20)	21			
				前期以	前期末における差額 (前期の(18))	22			
益金算入額の計算									
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額	5年を経過した場合	任意取崩し等(25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額 (24)-(25)-(26)-(27)			
	23	24	25	26	27	28			
・	円	円	円	円	円				
・						円			
・									
・									
・									
・									
・									
当期分									
計		円	円	円	円	円			

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29					計		
	取得年月日	30	平	・	・	平	・	・	
	農用地等の取得価額	31		円		円		円	
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		32							
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33							
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34							
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額	35							
	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25)の計	36							
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (26)の計	37							
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	38							
	計 (35) + (36) + (37)	39							
	所得基準額 (別表四「40の①」 - (10) - 別表四「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」 - (10) - 別表四の二付表「35の①」)	40	①	円	②	円	③	円	①+②+③
	取得価額基準額 (31) - 1円	41							
圧縮限度額 (38)、(39)と(40)うち少ない金額	42								
個別資産の圧縮限度額	43		円		円		円		
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 (32)と(42)のうち少ない金額	44	④		⑤		⑥		④+⑤+⑥	円

別表十二（十五）の記載の仕方

1 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人で措置法第61条の2第1項《農業経営基盤強化準備金》に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第61条の2第1項《農業経営基盤強化準備金》に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合又は連結法人で措置法第68条の64第1項《農業経営基盤強化準備金》に規定する認定農業生産法人等に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 「認定計画等の種類1」には、次に掲げる計画のうち該当するものを記載します。

イ 農業経営基盤強化促進法第13第2項《農業経営改善計画の変更等》に規定する認定計画

ロ 農業経営基盤強化促進法施行規則第23条第1項第5号ロ《農用地利用規程の認定申請手続》に掲げる計画

ハ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第2条第1項第2号《委託を受けて農作業を行う組織の要件》に規定する計画

- (3) 「交付金等の該当号2」には、措置法第61条の2第1項に規定する交付金等が該当する農業経営基盤強化促進法施行規則第25条の2各号《勸奨についての配慮》に掲げる交付金の該当号を記載します。

- (4) 「(4)のうち損金経理による積立額5」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ「当

期積立額のうち損金算入額10」の金額を別表四「42」又は別表四の二付表「50」に記載します。

- (5) 「(4)のうち剰余金の処分による積立額6」に金額の記載がある場合には、「当期積立額のうち損金算入額10」の金額を別表四「42」又は別表四の二付表「50」に記載します。

- (6) 「期首農業経営基盤強化準備金の金額11」には、当期首現在の税務計算上の農業経営基盤強化準備金の金額を記載します。

- (7) 「任意取崩し等の場合26」には、措置法第61条の2第3項若しくは平成22年旧措置法第61条の2第3項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなったこれらの規定に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額又は措置法第68条の64第3項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額を記載します。

2 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、措置法第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》若しくは平成22年旧措置法第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の65《農用地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「(32)のうち損金経理による金額33」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ「43の計」の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「51」に記載します。

- (3) 「(32)のうち剰余金の処分による金額34」に金額の記載がある場合には、「43の計」の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「51」に記載します。